

# 「つや姫」「雪若丸」PR・販売体制強化支援事業 参加事業者募集のご案内

- ▶「つや姫」「雪若丸」の魅力発信と更なる消費拡大を図るため、県内宿泊施設が「つや姫」「雪若丸」のPR・販売体制の強化のために必要な経費について、支援を行います。
- ▶趣旨をご理解のうえ、ぜひご参加くださるようお願い申し上げます。

## 助成対象者

### 県内の宿泊施設(※)

※次のいずれにも該当する者であること。

- ①旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する施設(これに類するものを含む。)に該当しない。
- ③令和8年度宿泊施設における「つや姫」「雪若丸」PR・販売体制強化支援金交付要綱第2条第3号に定める暴力団等に該当しない。

## 助成対象期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日

## 助成対象経費

### 「つや姫」「雪若丸」のPR・販売体制の強化のために必要な経費

- 「つや姫」又は「雪若丸」の知識習得等のための研修に要する経費(例:講師謝礼、教材購入費 等)
- 「つや姫」又は「雪若丸」の広報・PRに要する経費(例:販促資材作成経費 等)
- 「つや姫」又は「雪若丸」の販売プロモーションに要する経費(例:サンプル配布経費、キャンペーン経費 等)
- 「つや姫」又は「雪若丸」をトライアル使用する際の米の購入経費と現在使用している米の購入経費との差額
- その他推進本部が必要と認める経費

## 助成額(助成率・上限)

対象経費の3分の2(※)(ただし、上限20万円) ※100円未満の端数が生じた場合は切捨て

## 申請書類

### 助成金交付要綱の交付申請書(様式第1号)

※予算の上限に達した場合には、申請の受付を終了します。

- ▶ 実績報告にあたっては、次の書類を提出いただきます。
  - ① 助成金交付要綱の実績報告書(様式第2号)
  - ② 助成対象経費に係る支払いを証明できる資料(領収書等の写し)
  - ③ 助成対象事業を実施したことが確認できる資料(任意様式、写真等も可)
  - ④ 振込先口座の通帳の写し(表紙及び1ページ目)

申請書類ダウンロード

<http://www.tuyahime.jp/>

## お問い合わせ先

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部  
(山形県農林水産部県産米戦略推進課)

TEL:023-630-3295

FAX:023-630-2431



## 過去の取組事例

### ◇ 知識習得のための研修

- 米の専門家・食文化の有識者等を講師とした「つや姫」に関する研修会を実施し、「つや姫」の特長を理解するとともに、宿泊者への提供マニュアルを作成 等

### ◇ 宿泊施設内での販売体制強化

- 宿泊施設内の売店に「つや姫」「雪若丸」のPRコーナーを設置するとともに、販促資材等を作成 等

### ◇ 宿泊者へのプレゼントキャンペーン

- 公式サイトから予約の宿泊者に「つや姫」(1kg)をプレゼント
- 宿泊者に先着で「つや姫」(3合)をプレゼント
- 日帰り利用者に先着で「つや姫」「雪若丸」(各2合)をプレゼント
- 県外からの宿泊者に「つや姫」(1kg)をプレゼント 等

### ◇ SNSを活用したプレゼントキャンペーン

- 宿泊施設公式SNSをフォローした方に、抽選で「つや姫」または「雪若丸」(2合)をプレゼント 等

### ◇ 宿泊施設内売店でのプレゼントキャンペーン

- 宿泊施設内売店で対象商品(お米関係)を購入をした方に、「つや姫」または「雪若丸」(2合)をプレゼント 等

### ◇ トライアル使用

- 夕食のご飯を「つや姫」に変更し、「つや姫」を楽しむ夕食プランを造成 等